

諮問番号：平成29年度諮問第9号

答申番号：平成30年度川行審答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

障害者手帳の等級が2級から3級に下がったことに対する不服

(2) 審査請求の理由

ア 本件診断書は前回診断書と記述記載が殆ど同じなのに障害等級が下がったことに納得がいかない。

イ 弁明書中、生活能力の状態に関する記述については、次のとおり実態と異なる。

(ア) 身の清潔保持ができないため、家の家事一切は家族に、職場の清潔保持は同僚が代わりに行っており、生活リズムも崩れている。

(イ) 突発的な出費に対しては援助がないとできず、薬の管理もできず、周期性四肢麻痺により他人の援助がないと身の保持や危機対応ができない。社会的な手続については援助がないとできない。

(ウ) 管理栄養士のもと周期性四肢麻痺による食事制限と食事や栄養相談等を毎月受けており、特定の人以外との意思伝達は恐怖を感じ、趣味や娯楽には一切関心はなくなり、文化的社会的活動には自ら参加はしない。仕事以外は一切外出はしない。

ウ 本件診断書の「6 生活能力の状態」欄の記載部分だけで障害等級を判断するのは疑問である。審査請求人の身体合併症も含めて審査しているのか疑わしい。

診断書記載事項「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄の項目の括りが大雑把で、区分自体も疑問であり、意味がよくわからないものもある。

診断と実際の状態が乖離しているところがあり、本件診断書の記載は前回から変わった部分もあるが、精神状態が良くなっているわけではない。主治医は精神保健指定医の不正申請で厚生労働省から処分を

受けた影響で診断内容を診断書に正確に記載せず、代診の医師の診断内容も把握していない恐れがある。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件診断書「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄にある項目の区分は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（平成7年9月12日付け健医発第1132号厚生省保健医療局長通知。以下「手帳制度実施要領」という。）に定める様式に沿ったものであり、妥当である。

イ 厚生労働省から処分を受けた影響で主治医が診断内容を正確に記載していない恐れがある旨の主張は、審査請求人の推測の域を出るものではない。

ウ 本件処分に至る手続に関しては法令に従い適正に行われている。

エ 審査請求人の障害等級について

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「障害等級判定基準」という。）によると、診断書の記載内容に基づき、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うものとされている。

これに従い、本件診断書の記載から、本件処分に係る処分庁の判断につき検討すると以下のとおりとなる。

(ア) 精神疾患の存在の確認

本件診断書には主たる精神障害として「うつ病」、従たる精神障害として「不眠症」があるとされており、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条の精神疾患を有していることが確認できる。

なお、「1 病名」欄には、身体合併症として「周期性四肢麻痺」がある旨記載されている。障害等級の判定における身体合併症の取り扱いについては、精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項（平成7年9月12日付け健医精第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「診断書留意事項」という。）

に記載があるほか、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課監修「精神障害者保健福祉手帳の手引き」（日本公衆衛生協会）67頁にも記載があるが、精神障害者保健福祉手帳が一定の精神障害の状態にあることを認定して交付するものであることからすれば、障害等級は、身体合併症による影響も含め精神疾患として現れた症状及び当該精神疾患による能力障害の状態から判断すべきであり、身体合併症自体の症状及びこれによる日常生活又は社会生活上の支障については加味するものではないと解される。

(イ) 精神疾患（機能障害）の状態の確認

本件診断書の「4 現在の病状、状態像等」及び「5 4の病状、状態像等の具体的程度、病状、検査所見」の記載からは、気分（感情）障害で障害等級1級に相当する「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりする」とまでは言えず、その他の精神疾患によるものについての記載を見ても障害等級1級に相当する状態とまでは言えないことから、障害等級に該当するとしても2級ないしは3級と解される。

なお、身体合併症の影響は判然としない。

(ウ) 能力障害（活動制限）の状態の確認

本件診断書「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄及び「(3) 日常生活能力の程度」欄は、診断書留意事項によれば、保護的な環境でない单身生活等を想定して記載されていると解され、能力障害の状態の判定も当該想定の下で行うものである。

また、上記(ア)のとおり、能力障害の状態は、精神疾患によるものから判断するもので、身体合併症自体に起因するものは加味しない。

本件診断書「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄の記載には、障害等級が2級相当の記載と3級相当の記載が混在しており、「(3) 日常生活能力の程度」欄の記載は、「イ 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」に該当し、これはおおむね障害等級3級程度となるが、能力障害（活動制限）の状態の判定については、「6 生活能力の判定」欄の記載全体の整合性を考慮した上で総合的に判断する必要がある。

本件診断書を見ると、審査請求人の日常生活における制限は著しいものとは考えられず、社会生活においても、おおむねできるものもあるが、一定の援助を要する程度の状況にあることが読み取れる。ま

た、援助が恒常的に必要とされているとは認められないことなどからも、障害等級が2級とされる「日常生活は困難な程度」にまで至っているとは考えられない。

(エ) 精神障害の程度の総合判定

上記(ア)～(ウ)を基に審査請求人の精神障害の程度を総合的に判定すると、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。)第6条第3項の障害等級3級「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると言える。

以上の点を踏まえると、審査請求人の障害等級を3級とした処分庁の判断に不合理な点があったとは言えない。

ウ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について
他に本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

第2 2(2)と同様

第4 調査審議の経過

平成30年 3月13日 諮問の受付
同月30日 川崎市長あて調査を実施
同年 4月12日 川崎市長から上記調査に対する回答の提出
同月13日 第1回審議
同年 5月14日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

次の理由により、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(1) 日常生活能力に係る本件診断書の項目について

審査請求人は、本件診断書の項目の区分について疑問を呈しているが、本件診断書は市細則によるもので、厚生労働省が示した様式に沿ったものであり、障害等級判定基準に従って障害等級を判定できるように作成されているものと認められることから、当該区分は妥当なものである。

(2) 本件診断書の作成経緯等について

審査請求人は、本件診断書を作成した主治医が、精神保健指定医の指定申請に係る不正に関与して処分を受けたことが影響して診断内容を正確に記載していない恐れがある旨主張するが、手帳制度実施要領によれば、精神障害者保健福祉手帳の申請に係る診断書は、精神保健指定医に限らず、精神障害の診断又は治療に従事する医師であれば作成することができるものである。また、本件診断書は、医業停止等の処分の期間が終了した後に作成されたものであり、審査請求人の主治医がこの不正に関与していたとしても、処分の期間が終了した後に診断書を作成することに問題はない。

さらに、審査請求人は、主治医が代診の医師による期間の診断内容を把握していない恐れがある旨主張するが、具体的な根拠は示されておらず、代診の医師が診察した期間の診断内容が欠落しているものと認めるべき箇所は見当たらない。また、診断書留意事項によれば、診断書の「4 現在の病状、状態像等」などについては、前後2年間も含めて記載することとされていること、医師法（昭和23年法律第201号）上の義務に違反して審査請求人の診療録の作成・保存を怠っているものと認めるべき状況も確認されていないことから、主治医は代診の医師による診療録も確認した上で本件診断書を作成しているものと解するのが相当である。

以上のことから、審査請求人の主張は、審査請求人自身の推測の域を出るものではなく、採用することはできない。

(3) 本件処分に至る手続について

法令に従い適正に行われており、違法又は不当な点は見受けられない。

(4) 審査請求人の障害等級について

審査請求人は、生活能力の状態に関する弁明書の記載について実態と異なる旨主張するが、当該記載は本件診断書の記載内容を引用しているものであるから、かかる主張は本件診断書の記載内容が実態と異なるという趣旨の主張であると解される。また、審査請求人は、診断と実際の状態が乖離しているところがある旨の主張もしている。

しかしながら、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定については、

障害等級判定基準によると、診断書の記載内容に基づき、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされている。そのため、審査請求人の障害等級の判定についても、本件診断書の記載内容に基づいて行われるべきである。

以下、本件診断書の記載内容から、本件処分にかかる処分庁の判断について検討する。

ア 精神疾患の存在の確認

本件診断書を見ると、主たる精神障害として「うつ病」、従たる精神障害として「不眠症」と記載されており、精神疾患を有していることが確認できる。なお、身体合併症として「周期性四肢麻痺」がある旨記載されているが、精神障害者保健福祉手帳が一定の精神障害の状態にあることを認定して交付するものであることからすれば、障害等級の判定に当たっては、身体障害自体によって生じていると考えられる日常生活又は社会生活上の支障については、等級の判断に加味しないものと解するのが相当である。

イ 精神疾患（機能障害）の状態の確認

本件診断書の「4 現在の病状、状態像等」を見ると、機能障害として「抑鬱状態」の「思考・運動抑制」、「易刺激性、興奮」及び「憂鬱気分」がある旨記載されており、精神障害による病状等が確認できる。また、「5 4の病状、状態像等の具体的程度、病状、検査所見」には、「抑うつ気分、不安、焦燥感が持続している。服用しないと眠れない状態が続いてる。」と記載されている。なお、これらについて身体合併症の影響は判然としない。

本件診断書の記載からすると、うつ病等の気分（感情）障害で障害等級1級に相当する「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりする」とまでは言えず、その他の精神疾患によるものについての記載を見ても障害等級1級に相当する状態とまでは言えないことから、障害等級に該当するとしても2級ないしは3級と解される。

ウ 能力障害（活動制限）の状態の確認

本件診断書について、「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」を見ると、障害等級が2級相当の記載と3級相当の記載が混在している。また、「6 生活能力の状態」の「(3) 日常生活能力の程度」を見ると、「イ 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限

を受ける。」に該当しており、これはおおむね障害等級3級程度とされているが、障害等級の判定に当たっては、精神疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要がある。

本件診断書を見ると、審査請求人の日常生活における制限は著しいものとは考えられず、社会生活においても、一定の援助を要する程度の状況であるが、援助が恒常的に必要とされているとは認められないことなどから、障害等級が2級とされる「日常生活は困難な程度」にまでは至っていないと考えられる。

エ 精神障害の程度の総合判定

上記ア～ウを基に審査請求人の精神障害の程度を総合的に判定すると、社会生活に制限を受けるものの、生活能力の障害の程度は重いとは言えず、施行令第6条第3項の障害等級3級「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると言える。

ところで、審査請求人は、当初、本件診断書は前回診断書と記述記載が殆ど同じである旨主張していたが、障害等級2級と判定された前回診断書と本件診断書を比較すると、「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」や「(3) 日常生活能力の程度」において障害等級3級に相当する記載が増えており、能力障害（活動制限）の状態が改善しているものと読み取れる。

また、前回診断書と比べて、本件診断書には「4 現在の病状、状態像等」の「憂鬱気分」が追加されているが、前回診断書においても、「5 4の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄に「抑うつ気分、不安、焦燥感が持続している。」と記載されていることから、以前から「憂鬱気分」に類する症状は続いているものと考えられ、本質的な症状悪化とみることはできない。

以上の点を踏まえると、審査請求人の障害等級を3級とした処分庁の判断に不合理な点があったとは言えない。

(5) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長） 人 見 剛
委員 白 石 弘 巳

委員

田 所 美 佳